

垂井町新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

令和5年2月6日

垂井町長 早野 博文

岐阜県では、医療負荷の状況に改善の兆しが見え始めたことなどから「岐阜県医療ひっ迫防止対策強化宣言」を2月5日をもって前倒しで終了しました。しかしながら、完全に医療ひっ迫が解消されたわけではないことから、引き続き、感染防止対策を徹底して取り組むよう要請しています。

本町では、これを受け、垂井町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、次のとおり取り扱うことと決定しました。

町民の皆さまには、引き続き、基本的な感染防止対策（マスク着用※、手指衛生、密回避、換気、体調不良時の行動ストップ）を確実に実践していただき、次のことについてのご協力をお願いいたします。

- (1) 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出など、感染拡大につながる行動は慎重に
- (2) 飲食店での大声や長時間の飲食の回避、会話の際のマスク着用を徹底するとともに、大人数の会食への参加は慎重に
- (3) 救急外来及び救急車の利用は、真に必要な場合に限ることとし、夜間や休日における体調不良の際は、まずは専門WEBサイトや電話相談窓口の利用

また、町又は町に事務局を置く団体が主催するイベント・行事及び町の施設の利用につきましては、感染対策として、別紙のとおり

取り扱うこととします。ただし、必要に応じ中止・延期・縮小を検討します。

なお、ワクチン接種につきましては、これまでどおり、国や県、郡医師会と連携を図りながら、円滑な実施をしていきます。

町民の皆さまにおかれましては、引き続き、「オール垂井」の体制のもと、感染防止対策の徹底について、ご理解とご協力をお願いします。

※ マスクの着用については、国の基本的対処方針に沿って人との距離（2m以上）や会話の有無により、メリハリをつけての着用を推奨します。なお、マスク着用の必要がない場合は、次のとおりです。

- ・屋外で人との距離がある場合（ランニング、密にならない外遊びなど）
- ・屋外で人との距離はないが、会話をほとんど行わない場合（徒歩での通勤など）
- ・屋内で人との距離があり、会話をほとんど行わない場合

ただし、夏場については、熱中症防止の観点から上記の屋外の場合において、マスクを外すことを推奨します。

2歳未満（乳幼児）は、マスク着用を奨めません。

本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることのないよう注意してください。

項目	基本的な感染対策等
①施設等の利用定員	○各施設の収容定員まで可
②飛沫感染対策	<p>○適切なマスク（不織布マスクを推奨）の正しい着用の周知・徹底</p> <p>※適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「マスクの着用について」参照</p> <p>○会場（座席、入退場口等の共用部）における参加者間の適切な距離の確保</p>
③エアロゾル感染対策	<p>○機械換気による常時換気又は窓開け換気</p> <p>※窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓開け。相対湿度の目安は40-70%</p>
④接触感染対策	<p>○こまめな手洗や手指消毒の徹底</p> <p>○主催者側による施設内（座席、入退場口、トイレ等の共用部）の消毒の実施</p>
⑤飲食時の感染対策	○食事中以外のマスクの着用
⑥その他の感染対策	<p>○発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ</p> <p>○出演者やスタッフによる、練習時・本番等における健康管理や必要に応じた検査等の実施</p> <p>○舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施</p>

※各業界が定める業種別ガイドライン（策定されている場合）を遵守すること。